

令和6年度

## いじめ防止学校基本方針

名古屋市立東陵中学校

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのために「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で取り組む。
- 全教職員による情報共有を図り協働する。また、他の機関と連携を密にする。
- 多様な専門性を持った職員が、多面的に関わることのできる体制作りに努める。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのある要因を抱えた生徒に関して迅速に対応する。
- いじめを受けた生徒を徹底して守り通すということを責務とし、いじめを助長したり、隠蔽・放置したりすることが決してないようにする。

## 2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境作りのために、いじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、法第22条に定める学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を活用していじめの認知を行う。「いじめ・問題行動等対策委員会」を月一回程度設定し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り対応する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込み、いじめ等対策委員会に報告を行わないことは法第23条1項に違反しうることから、学校全体で情報共有を徹底し組織的に対応する。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」の構成員  
校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事（集約担当）  
保健主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・当該生徒の部活動顧問・子ども応援委員会コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、生徒指導主事を情報の集約担当とする。

## 3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮を含めた人権意識をもつ。

- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。
- ・ 学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守り、いじめの早期発見を図る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ 法2条のいじめの定義に従って、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめの加害・被害者という二者関係だけでなく、周りではやし立てたり、面白がったりする「観衆」の存在や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成を図る。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることや、遊びやふざけあいを使って行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に介入を持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ インターネット等によるいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である。一度インターネット上で拡散してしまった画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害にとどまらない可能性があるため、保護者と連絡を密に取りながら対応する。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じてないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 部活動は、生徒の自主性・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。また、体罰等を始めとする不適切な指導を認めず、先輩・後輩等の生徒間においても同様の行為が行われないようにする。さらに、部活動を実施する際は、スポーツ庁・文化庁のガイドラインを踏まえて、きめ細やかな部活動運営を図る。

#### 4 未然防止の取組

- ・ いじめの問題の根本的な克服のためには、「観衆」「傍観者」を含めた全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、継続的な取り組みを行う。
- ・ いじめと判断できる行為については、生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かにかかわらず、「いじめ」として積極的に認知する。また、未然防止・早期発見を心掛け、あらゆる場面において、生徒の声なき声を大切にして対処する。
- ・ いじめを防止する活動等を計画する場合は、「なごや子どもの権利条例」を踏まえるとともに、個を尊重し、多様性を認め合うことや生徒の主体的な参加を重視する。
- ・ 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置く等して生徒同士で悩みを聞き合う活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

- ・ 他者から認めてもらえていると感じられた生徒は、いたずらに他所を否定したり、攻撃したりすることが減ると期待できる。そのため、一人一人の生徒が活躍できる機会を学校生活につくり、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、様々な課題やストレスを解消し、互いを認め合える人間関係と共に支え合う学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。
- ・ 自殺予防教育を教育課程に位置づけ、いじめによる自死の防止に寄与する教育の推進を図る。
- ・ 生徒の進学や転校の際には、配慮すべき情報が伝わるようにする。

## (1) 授業づくり

社会が劇的に変化する中で「自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていく」なごやっ子を育成するために、生徒主体の学びを進めていくことが大切であり、なごや・スクール・イノベーション授業等を通して、生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業改善を推進する。

- ・ 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に取り組む。
- ・ 互いの授業を参観し合う機会を位置付け、教科の専門性だけでなく、生徒指導の観点から授業改善に取り組む。
- ・ なごやINGキャンペーン  
人権週間を含む11月初旬から12月中旬までのキャンペーン期間を中心に、「なごやI（いじめの）N（ない）G（学校づくり）」の実践を促進し、家庭と地域と連携した生徒主体の取組を年間を通して行うことで、一人一人が自らいじめをなくしていこうとする意識の高揚と継続を図る。
- ・ **夢と命の絆づくり推進事業**  
生徒が主体的に考え、行動し、互いを思いやる心を身に付ける「夢と命の絆づくり推進事業」を推進し、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、各教科での取組を充実し、生徒の夢や生命尊重の豊かな心を育む。
- ・ **いじめ防止教育・自殺予防教育**  
生徒がいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取り組みを教育課程に位置付ける等、いじめ防止や自殺の防止に寄与する教育の推進を図る。その際、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなると認識させる。また、法やいじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、市民社会のルールを守る姿勢を身に付けさせる。
- ・ 学校集会で校長が講話を行う。
- ・ **多様な背景をもつ生徒の理解と配慮**  
校内研修等を通じて、生徒理解を深め、個別の事案に応じ、生徒の心情等に配慮した対応を行う。

## (2) キャリア教育の充実

生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる学習や自己の個性・特性の理解、学ぶ面白さ、学びは社会・将来につながっていることを実感する活動等を通して、自分らしい生き方を見いだすための力の育成を図る。

### (3) 道徳教育・人権教育の充実

- ・ いじめ防止教育、自殺予防教育の推進を図るために、「一人一人を大切にす  
る」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしな  
い」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」  
「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導を徹底す  
る。また、いじめ問題を自分のこととして捉えるために、自他の生命や思いを  
尊重する実践的な取組を行う。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校  
における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～み  
んなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

### (4) 個を生かし集団を育てる学校づくり

- ・ 一人一人の特性を生かすことができる社会体験や交流体験の機会を計  
画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して生徒が自ら「人  
と関わることの喜びや大切さ」に気付き、学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、  
といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員とし  
ての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、  
積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を  
達成する活動」などの場や機会を設定し、自己有用感の育成を図る。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育  
・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの  
問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動  
できるよう働きかける。

#### 《学校全体での取組・活動》

「いじめ防止教育プログラム」「体育大会」「東陵文化祭」  
「環境ウィーク トライ&アクション」「3年生を送る会」など

#### 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「校外学習」・「職場訪問」  
【2年生】 「稲武野外学習」・「職場体験」  
【3年生】 「修学旅行」

### (5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全中学校1年生の生徒  
に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

## 5 早期発見の取り組み

学校はいじめの早期発見のために、学級や部活動に限らず、昼休み、清掃時間等、  
学校生活全ての場において、生徒をきめ細かく見守り、いじめの早期発見を図る。ま  
た、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日  
常の生徒の様子を把握する。

#### (1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、  
行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候が示すサインを  
見逃さないようにする。

#### (2) ウェブ版QUの実施(年2回)

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校

生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即座に対応することを心掛け、生徒一人一人へのきめ細やかな支援・指導を行うとともに、よりよい学校・学級運営に活用する。学級担任だけで抱え込まず、学年主任、教務主任、生徒指導主事、管理職などと情報共有や相談する体制を充実する。

(3) **本校独自の学校生活アンケートの実施（毎月）**

- ・ 月の初めに、生徒の現在の心の状態や、周りの友人に困っている子がいないかなどの調査を行い、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) **緊急的な記名式のアンケート調査**

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) **教育相談**

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全生徒に、短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2) (3) でのアンケート調査の結果等を基に、年に4回、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) **保護者・地域との連携**

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) **相談機関紹介カード「あったかハート」の配布**

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳（毎日使用するかばん等）に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) **SNS 相談**

- ・ 相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。
- ・ 情報モラル教育を推進し、いじめの被害者・加害者になることを防ぐ。

6 **いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）**

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) **いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応**

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもち、生徒の安全を確保する。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の

意向を尊重する。

- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ・問題行動等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案であると判断した場合は、又は生徒や保護者から申し立てがあった場合、直ちに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒が自殺を企図した場合</li><li>・ 身体に重大な傷害を負った場合</li><li>・ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>・ 精神性の疾患を発症した場合</li></ul></li><li>○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する</li></ul></li></ul> |
|---|

- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で「学校がいじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所・子ども応援委員会など、関係機関との連携を図る。

## (2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめを行った生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。  
その際、「出欠席の取り扱い」「成績等への影響」について、いじめを受けた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝え、要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ いじめを受けた生徒、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果、その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや子ども応援委員会など外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、定期的に保護者への連絡や家庭訪問をするなど、特別な支援をしていく。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うよう、SPによる支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに、警察へ相談又は通報する。

### (3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

### (4) 集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
  - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくなど、折に触れて依頼する。

## 7 子ども応援委員会との連携

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、学校全体の生徒の実態を把握し、生徒の援助希求の力を高める取組を行う等、開発的・予防的活動を行う。中学1年生におけるSC等による全員面談を実施し、生徒一人一人の心の状態を把握するとともに、状況によって即時に対応するよう徹底を図る。

## 8 校内研修の実施

いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要进行等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

## 9 学校評価の実施

より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等についてアンケートや自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を学校評議員会等で公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆

**直接目撃した**  
 (暴力行為、からかい、死ね等の暴言など)

**通報・相談を受けた**  
 (本人、他の生徒、保護者などから)

**その場で制止・指導**  
 軽視・放置しない

**真摯に傾聴**  
 軽視・後回ししない

即日に集約担当に報告

**一両日中に「いじめ・問題行動等対策委員会」を開催し、  
 関係事案を迅速・正確に報告**

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係生徒に関する情報収集 (当該学級、部活動の話など)

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係生徒等への事情聴取  
 (加害生徒が認めない場合、証拠収集 (現場目撃を含む) への協力依頼)

いじめの有無の確認

- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・教務主任)
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア (養護教諭・SC) ・SPの活用
- ◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置 (学主・生指・SC)
- ◆観衆・傍観者への指導 (学主・生指)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を時系列で正確に記録
- ◆なごや子ども応援委員会と協働 (なごや子ども応援委員会コーディネーター)

継続指導・経過観察	再発防止・未然防止の取組
-----------	--------------

## 年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修	
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等 対策委① ・事例報告 ・情報交換  警察署との 連絡会①	↑  事 案 発 生  ↑  わ か る 授  業 ・ 全 員 が 参 加 活 躍 で き る 授 業 の 実 践	学校生活アンケート  「あったかハート」配布    学校生活アンケート 「こころのSOS」実施① WEB Q U①  1年生SC全員面談  学校生活アンケート  教育相談①  修学旅行振り返り  学校生活アンケート  個人懇談会	↑  生 活 ノ ー ト の 活 用 ・ い じ め ア ン ケ ー ト の 実 施	研修① ・生徒理解
5	職員会議 いじめ等 対策委②	「いじめ防止教育プログラム」の活用	学校生活アンケート 「こころのSOS」実施① WEB Q U①  1年生SC全員面談		
6	職員会議 いじめ等 対策委③	環境ウィーク トライ&アクション  修学旅行(3年) 班別学習(修学旅行)	学校生活アンケート  教育相談①  修学旅行振り返り		研修② ・基礎学力検査 について
7	いじめ防対① ・情報共有 ・情報提供 警察署との 連絡会②  いじめ等 対策委④	策 委 員 の  随 時 開 催	福祉活動  夏休み事前指導  地域社会との連携		研修③ ・自殺予防教育 (ゲートキーパー)
8		随 時	地域社会との連携		
9	職員会議 いじめ等 対策委⑤	開 催	体育大会  体育大会振り返り  教育相談週間①		

10	職員会議 いじめ等 対策委⑥	「いじめ防止教育プログラム」の活用  稲武野外学習(2年) 班別学習(稲武)  東陵文化祭 なごやINGキャンペーンの取り組み	スクールカウンセラーによるカウンセリング(随時) ↓	学校生活アンケート 「こころのSOS」実施②  稲武野外学習振り返り  WEB QU②  文化祭振り返り 学校生活アンケート 教育相談②	スクールカウンセラーによるカウンセリング(随時) ↓	研修④ ・多様性の理解と いじめ予防
11	職員会議 いじめ等 対策委⑦	・人権週間(集会)  こころのSOS(DVD)の授業		学校生活アンケート  個人懇談会		研修⑤ ・メンタルケア について
12	警察署との 連絡会③	職場訪問(1年) 職場体験(2年)		学校生活アンケート  職場訪問振り返り 職場体験振り返り 教育相談週間②		研修⑥ ・人権教育 ・全校一斉道徳 ・生徒理解に ついて現職教育
1	職員会議 いじめ等 対策委⑧	3年生を送る会 発表準備(1,2年)		学校生活アンケート  「こころのSOS」 実施③		研修⑦ ・生徒理解 ・次年度への 引き継ぎ
2	職員会議 いじめ等 対策委⑨ いじめ防対② ・情報共有 ・情報提供 依頼	3年生を送る会  「いじめ防止教育プログラム」の活用		学校生活アンケート  3年生を送る会 振り返り(1,2年)		
3	警察署との 連絡会④ いじめ等 対策委⑩					

※ 未然防止の取組については、生徒の実態、生徒の取組状況によって随時内容を検討して行う。

令和6年4月1日改訂